

議案第135号

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年11月27日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中

「

陸上競技場	1月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当
陸上競技場第1特別室	12月31日まで	午後5時まで	翌年の1月4日までの日	
陸上競技場第2特別室		（ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで）		
陸上競技場第3特別室				
陸上競技場第4特別室				
陸上競技場会議室				
陸上競技場シヤワー室				

陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室			該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
陸上競技場照明施設		午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分まで	
補助競技場		午前 9 時から午後 6 時まで	
運動広場	4 月 1 日から 10 月 31 日まで 11 月 1 日から 翌年の 3 月 31 日まで	午前 8 時から午後 6 時まで 午前 8 時から午後 4 時まで	

を

「

陸上競技場	4月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあつては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。
陸上競技場第1特別室	10月31日まで	午後6時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)	翌年の1月4日までの日	
陸上競技場第2特別室				
陸上競技場第3特別室				
陸上競技場第4特別室	11月1日から	午前9時から		
陸上競技場会議室	翌年の3月31日まで	午後5時まで (ただし、照明施設を有する施設については、午前9時から午後8時30分まで)		
陸上競技場シャワー室				
陸上競技場ロッカー室				
陸上競技場関係者室				
陸上競技場練習室				
陸上競技場多目的室				
陸上競技場放送室				
陸上競技場テレビ・ラジオ中継室				
陸上競技場大				

型映像装置 陸上競技場写 真判定室				
陸上競技場照 明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで		
補助競技場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後5時まで		
運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の1月31 日まで 2月1日から 3月31日まで	午前6時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで 午前8時から 午後5時まで		

」

に改める。

第8条第1項の表中

「

補助競技場	1回（4時間以内）	5,000円	1人1回 （2時間 以内）	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳 未満の者（高 100円 校生を含む。）
運動広場	同（2時間以内）	2,000円		

を

「

補助競技場	1 回（4時間以内）	5,000円	1人1回	18歳以上の者 200円
				13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円
運動広場	同（1時間以内）	1,000円		

」

に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

等々力緑地の陸上競技場、補助競技場及び運動広場の供用時間を変更すること等のため、この条例を制定するものである。